

丹波市高齢者虐待対策推進要綱	丹波市障がい者虐待対策・ 障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱
（構成） 第4条 連絡会は、次に掲げる団体、機関等（以下「構成機関」という。）で構成する。	（構成） 第3条 協議会は、次に掲げる団体、機関等（以下「関係機関」という。）の代表者等（以下「委員」という。）をもって構成する。
(1) 丹波認知症疾患医療センター	(1) 丹波市医師会
(2) 丹波市医師会	(2) 丹波市歯科医師会
(3) 丹波市歯科医師会	(3) 丹波健康福祉事務所
(4) 丹波健康福祉事務所	(4) 丹波警察署
(5) 丹波警察署	(5) 丹波市消防本部
(6) 丹波市消防本部	(6) 神戸地方法務局柏原支局
(7) 神戸地方法務局柏原支局	(7) 兵庫県弁護士会
(8) 兵庫県弁護士会	(8) 兵庫県司法書士会丹波支部
(9) 兵庫県司法書士会丹波支部	(9) 丹波市自治会長会
(10) 丹波市自治会長会	(10) 丹波市民生委員児童委員連合会
(11) 丹波市民生委員児童委員連合会	(11) 柏原人権擁護委員協議会
(12) 柏原人権擁護委員協議会	(12) 丹波市社会福祉協議会
(13) 丹波市社会福祉協議会	(13) 丹波市商工会
(14) 丹波市介護保険サービス事業者協議会	(14) 柏原公共職業安定所
(15) 在宅介護支援センター	(15) 丹波市身体障害者福祉協議会
(16) 丹波市	(16) 丹波市手をつなぐ育成会
(17) 丹波市地域包括支援センター	(17) 木の根会家族会
	(18) 障害福祉サービス事業所
	(19) 相談支援事業所
	(20) 公募による市民
	(21) その他市長が必要と認める機関

